

# 肝炎初回精密検査・定期検査のご案内

## なぜ、精密・定期検査が必要？

- ➔ 陽性の場合、**早期治療につなげる**ため。
- ➔ 今すぐ治療が必要なくても、**将来的に治療が必要になる可能性がある**ため。



肝炎ウイルス検査結果が陽性の場合

## 必ず精密・定期検査を受けましょう

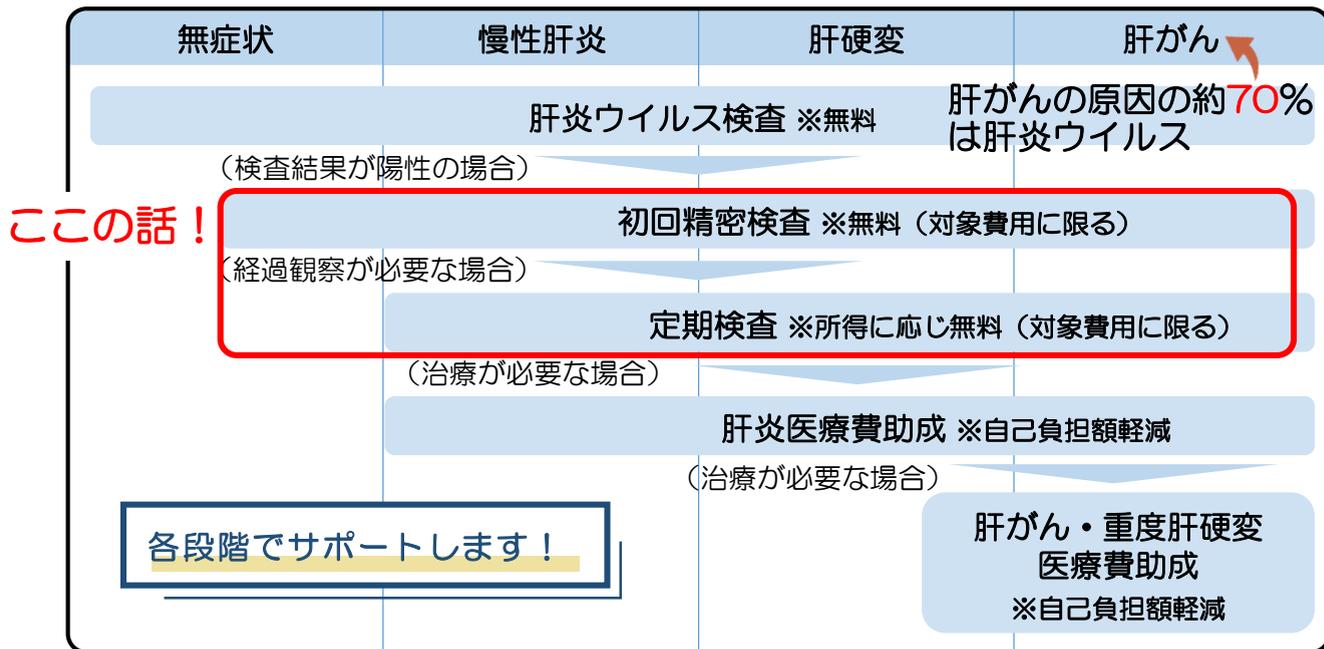
(検査費用の助成あり)

### 【対象者】 ※詳細は裏面

(精密) 1年以内に肝炎ウイルス検査※において陽性と判定された方  
※県・市町実施の検査もしくは職域、妊婦健診、手術前に実施する検査が対象

(定期) 医療費助成を受けていない慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者  
両検査とも県のフォローアップ事業への参加同意書が必要です。

### 【肝炎の進行と対策イメージ】



【問い合わせ先】

香川県感染症対策課 (香川県庁本館16階) TEL087-832-3303



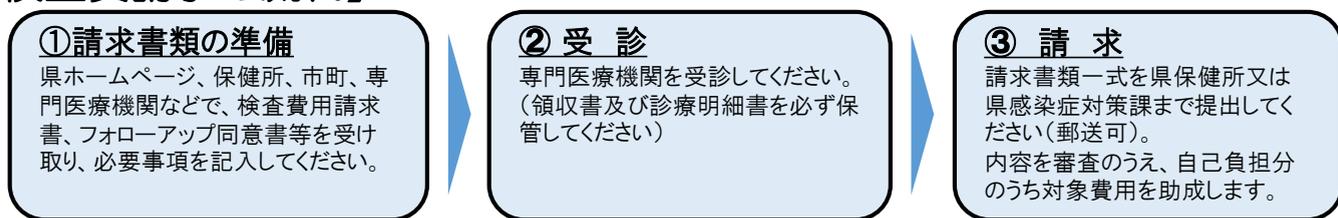
各種検査

# 【制度内容】

	初回精密検査	定期検査
対象となる検査	肝炎ウイルス検査で陽性と判定された後、初めて医療機関で受ける精密検査	肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者が定期的に受ける検査
助成の対象者	以下の全ての要件に該当する方 (1)医療保険各法(後期高齢者含む)の規定による被保険者及び被扶養者 (2)1年以内に県若しくは市町が実施した肝炎ウイルス検診、職域の肝炎ウイルス検査、妊婦健診の肝炎ウイルス検査又は手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された方 (3)県又は市町が定期的に状況確認の連絡を行うこと(肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業)に同意した方	以下の全ての要件に該当する方 (1)医療保険各法(後期高齢者含む)の規定による被保険者又は被扶養者 (2)肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎患者、肝硬変患者、肝がん患者(治療後の経過観察を含む) (3)住民税非課税世帯の方または、世帯の市町村民税(所得割)課税年額の合計が235千円未満の方 (4)県又は市町が定期的に状況確認の連絡を行うこと(肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業)に同意した方 (5)現在、肝炎治療特別促進事業(インターフェロンフリー治療等)の医療費助成を受けていない方
助成回数等	1回限り (検査に関連する費用として県が認めた費用が助成の対象)	1年度2回まで(所得により自己負担額が変わります) ※同年度に初回精密検査費用助成を受けた場合は1回

※助成対象費用は県HPを参照ください。

## 【検査費請求の流れ】



## 【提出書類】

○初回精密検査	○定期検査
(1) 肝炎検査費用請求書(様式7-1) (2) 専門医療機関の領収書及び診療明細書 (3) 肝炎ウイルス検査の結果通知書(妊婦健診の肝炎ウイルス検査を受けた場合は、母子健康手帳により検査日等が確認できない場合に限る。) (4) 職域検査証明書(様式7-2)(※1) (5) 陽性者フォローアップ事業の参加同意書(様式5) (6) 妊婦健診の肝炎ウイルス検査を受けた場合は、母子健康手帳の検査日、検査結果が確認できるページの写し (7) 手術前の肝炎ウイルス検査を受けた場合は、肝炎ウイルス検査後に受けた手術に係る手術料が算定されたことが確認できる診療明細書 (※1)職域検査の受検者のみ必要。証明書の添付がなく、職域検査を受けた事実を確認できない場合、本人の同意を得た上で県から医療機関に対して確認を行う。	(1) 肝炎検査費用請求書(様式7-4) (2) 専門医療機関の領収書及び診療明細書 (3) 世帯全員の住民票の写し(※2) (4) 世帯全員の市町村民税課税証明書(※2) (5) 専門医療機関の医師の診断書(様式8)(※3) (6) 陽性者フォローアップ事業の参加同意書(様式5)

(※2)住民票、市町村民税課税証明書については、以下の場合、提出省略可。

- 同年度に香川県で定期検査費用の支払いを受けたことがある者について、1回目の申請の際に、同内容の書類が提出されている場合
- 同年度に香川県で肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付がなされた者について、申請時に、同内容の書類が提出されている場合

(※3)医師の診断書については、以下の場合、提出省略可。(ただし、慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった場合を除く。)

- 過去に、香川県で定期検査費用の支払いを受けている場合
- 1年以内に肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付申請において医師の診断書を提出した場合
- 医師の診断書以外のものであって、病態を確認できる場合(当該確認方法について香川県に応諾されたものに限る。)

### \*\*\* 受診する前にまずはチェック \*\*\*

- 専門医療機関 県内の**肝疾患専門医療機関で検査したものが助成対象**となります。専門医療機関については県ホームページで確認するか、県保健所又は県感染症対策課までお問い合わせください。
- 助成対象期間 初回精密検査は、県若しくは市町が実施した肝炎ウイルス検診、職域の肝炎ウイルス検査、妊婦健診の肝炎ウイルス検査、手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された方が助成対象となります。
- 受診の連絡 受診する際に必ず、県の助成制度を利用する旨を医療機関にお伝えください。
- 診断書 定期検査の費用請求時には、医師の診断書(県指定の様式)が必要ですので、受診時に提出してください。

※医療機関によっては、診断書・診療明細書に係る費用を請求されることがありますが、その費用は助成対象ではありません。**検査費用の助成額よりも、診断書・診療明細書に係る費用の方が高くなる場合もありますので、ご注意ください。**